

## 東京都介護支援専門員実務研修の実習実施条件

28 財人養第 1303 号

平成 28 年 10 月 4 日

特定事業所加算を取得する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が実施する東京都介護支援専門員実務研修の事業所における実習（以下「実習」という。）について、以下の実習実施条件に基づき実習受入体制を整備し、実習受入事業所として実習の指導を行うものとする。

### 1 同意書の提出

特定事業所加算を取得しようとする居宅介護支援事業所は、「別記様式 1 東京都介護支援専門員実務研修 実習受入事業所の登録に関する同意書」に署名し、財団に 2 部提出するものとする。

### 2 実習の実施

- (1) 実習の最終的な責任は財団が負うものとし、事業所は介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基本技術に関する実習」の一部として、財団の依頼に基づき実習を実施する。
- (2) 事業者は、財団があらかじめ実習実施期間、受講者等を示した依頼文書をもとに実習を実施する。

### 3 実習の実施内容

- (1) 実習期間は、原則 3 日間とする。
- (2) 実習場所は、原則として事業所及び実習協力者の自宅等とし、必要に応じて事業所が定める。  
実習協力者とは、アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング、インテーク、退院前カンファレンスの見学実習及び体験実習を行う場合の利用者（又はその家族）とその関係者をいう。
- (3) 実習の内容は、財団が別に示す「東京都介護支援専門員実務研修 実習の手引」による。
- (4) 実習期間中の実習日及び実習時間は、事業所の職員の勤務日及び勤務時間、実習内容等を勘案し、事業所の実習指導者と受講者で定める。

#### 4 実習に係る費用

事業所の実習に係る費用について、財団の負担はないものとする。ただし、財団は事業所に過度の負担が生じないよう配慮するものとする。

#### 5 実習指導者

実習指導者は、事業所に所属する主任介護支援専門員とし、実習指導者を実習の責任者とする。

なお、実習指導者の関与のもと、その指示により事業所の他の介護支援専門員が事例の提供、見学の同行等の実習の実施に協力することは差し支えない。

ただし、他の介護支援専門員に協力してもらう場合は、協力してもらうプロセスに力量のある者を選定するものとする。

#### 6 事故の責任

- (1) 財団が実施する介護支援専門員実務研修の受講者が、実習中に過失等により、事業所または事業所の利用者および第三者に損害を与えた場合は、受講者若しくは財団がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は、財団が加入する賠償責任保険による。
- (2) 受講者の実習期間中における事故および災害等による責任は、事業所に故意または過失がある場合を除き、受講者若しくは財団が負う。

#### 7 緊急時の対応

財団は事業所に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。

事業所は、実習中の事故、病気、天災等で実習の実施が困難と判断した場合は、予め財団に連絡するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、予め財団に連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに財団に連絡するものとする。

#### 8 実習協力者への説明と同意

事業所は、実習協力者に対して、事前に実習の目的や内容等についての説明を行い、同意を得るものとする。

#### 9 個人情報の取り扱い

- (1) 財団は、事業所に対して受講者に関する個人情報を必要最小限の範囲で提供するものとし、事業所は受講者の個人情報について守秘義務を負う。

- (2) 事業所は、受講者に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、守秘義務を負わせる。

#### 10 受講者の義務

- (1) 財団は、受講者に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、別に定める個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、守秘義務を負わせる。
- (2) 財団は、受講申込の際に、実習において受講者が順守すべき事項に同意した者を受講決定する。併せて、事業所に対しても、受講者に実習で順守すべき事項に関する「別記様式2 東京都介護支援専門員実務研修 実習同意書」を、実習開始までに提出させる。

#### 11 事業所の義務

- (1) 事業所は、受講者が適切に実習できるよう合理的な配慮を行う。
- (2) 事業所の管理者は、受講者の受入れにあたり事業所の業務環境の整備を行う。

#### 12 登録事項の変更

- (1) 事業所は、事業所名及び事業所所在地等に変更があった場合は、別に定める様式により、財団に連絡するものとする。
- (2) 事業所は、廃止、休止又は特定事業所加算の取り下げをする場合は、その1か月前までに、別に定める様式によりその旨を財団に届け出るものとする。

#### 13 事業所の登録解除

財団は、事業所が実習実施条件に従わない場合は、居宅介護支援事業所の指定権者と協議の上、実習受入事業所の登録を解除することができる。

#### 14 連携と協力

事業所と財団は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習を行うことができるよう努めるものとする。

#### 15 その他

実習に関し、特に定めのない事項の取扱い及び解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、事業所と財団が協議する。